

# 香川県報



第 57 号

平成 18 年

7月21日(金曜日)

## 規 則

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十号

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県農業改良資金貸付規則（平成十五年香川県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四号まで」を「第四号まで及び第六号」に、「第六号までに」を「第六号まで及び第十号」に、「同条第一号から第六号」を「同条第一号から第七号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。）に組織を変更する目標を有する法人格を有しない団体で知事が別に定める要件を満たすもの

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ●香川県告示第五百二十号

平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式三年魚はまち養殖業の表の次に次のように加える。  
小割り式一年魚たい養殖業

| 加入区 の 名 称 | 区 域 |
|-----------|-----|
|           |     |

## 目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則 （農業経営課） 一

### 告 示

○平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正 （水産課） 二

○道路の区域変更 （道路課） 二

○道路の区域変更及び供用開始 （道 路 課） 二

○道路の位置指定（三件） （建 築 課） 二

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件） （県民参画課） 三

○大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 （経営支援課） 四

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（四件） （ 〃 ） 四

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件） （ 〃 ） 五

○特定計量器定期検査の実施 （計量検定所） 一〇

○土地改良区の定款の変更の認可 （土地改良課） 一〇

### 選挙管理委員会告示

○香川県知事選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等 一一

○香川県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者等

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

### 選挙管理委員会公告

○香川県議会議員補欠選挙における立候補予定者等に対する説明会の日時等

|            |  |
|------------|--|
| 一年魚たい第二加入区 | 区第八〇一号漁業権の漁場の区域、区第八〇二号漁業権の漁場の区域、区第八〇四号漁業権の漁場の区域、区第八〇五号漁業権の漁場の区域及び区第八〇六号漁業権の漁場の区域 |
| 一年魚たい第三加入区 | 区第八〇三号漁業権の漁場の区域  |

●香川県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月二十一日から同年八月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 観音寺佐野線（八号）
- 三 道路の区域

| 区 間  | 変 更 |                 | 延 長 | 備 考                   |
|--|-----|-----------------|-----|-----------------------|
|  | 前後別 | 敷地の幅員<br>(メートル) |     |                       |
| 観音寺市大野原町萩原字池下七三<br>四番一地从先から<br>観音寺市大野原町萩原字池下七三<br>五番一地从先まで | 前   | 七・〇             | 四八  | 道路改良工<br>事に伴う現<br>道拡幅 |
|  | 後   | 九・五             |     |                       |
|  |     | 一・二・三           | 四八  |                       |

●香川県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月二十一日から同年八月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 三百七十七号
- 三 道路の区域

| 区 間  | 変 更 |                 | 延 長 | 備 考   |
|--|-----|-----------------|-----|---|
|  | 前後別 | 敷地の幅員<br>(メートル) |     |   |
| 東かがわ市五名字山田二五六〇番<br>三地先から<br>東かがわ市五名字山田二六七六番<br>四地先まで | 前   | 三・〇             | 一九〇 | 平成九年香<br>川県告示第<br>七百九十三<br>号で変更し<br>た区域の一<br>部、暫定供<br>用四五メー<br>トル、幅員<br>八メートル |
|  | 後   | 六五・〇            |     |   |
|  |     | 一〇・〇            | 一九〇 |   |
|  |     | 六五・〇            | 一九〇 |   |

四 供用開始の期日 平成十八年七月二十一日

●香川県告示第五百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 中土指道 第四号
- 二 指 定 年 月 日 平成十八年七月三日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市綾歌町岡田下字東新田九三一九及び同地先水路
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 五・〇〇メートル

延長 二一・五四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供

する。

●香川県告示第五百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 中土指道 第五号

二 指定年月日 平成十八年七月五日

三 指定道路の位置 丸亀市飯山町東坂元字楠見二〇〇〇一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 三三・〇九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 中土指道 第六号

二 指定年月日 平成十八年七月六日

三 指定道路の位置 綾歌郡綾川町畑田字森兼一七八三一九、一七八三一二及び同地先

農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル

延長 三八・八一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年八月二十八日まで縦覧に供する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人にここ三豊

汐見 美根子

三豊市高瀬町上高瀬一八八三番地一

三 定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中において、高齢者や障害者などに、愛・忍耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年八月二十九日まで縦覧に供する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年六月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人東香川障害者自立支援センター

渡邊 達実

東かがわ市土居一二六番地

三 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及び身体障害者等に対して、自立及び就労支援に関する事業を行い、障害者の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ新満濃店 仲多度郡まんのう町大字吉野下字林一一四八番一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年三月十四日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、二五七平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一五六台

(二) 駐輪場の収容台数

六五台

(三) 荷さばき施設の面積

二〇三・〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三三・八立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午前零時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十分から午前零時二十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十八年七月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町産業経済課

2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日（金曜日）から同年十一月二十一日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十一月二十一日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町産業経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ丸亀店 丸亀市中府町二丁目一二二一番二ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年八月十三日

二 届出年月日

平成十八年七月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日（金曜日）から平成十八年十一月二十一日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十一月二十一日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

東高松ショッピングセンター 高松市福岡町三丁目三七九番二ほか  
3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

共同文具株式会社

変更前 香川郡香川町大野一三九番一

変更後 高松市香川町大野一三九番一

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社マイカル

変更前 代表取締役 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

(四) 大規模小売店舗において退店した小売業者の名称及び住所

株式会社サカエヤ 高松市常磐町一丁目七番地一

4 変更年月日

平成十八年五月二十五日

5 変更する理由

3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

3の(二)の事項 市町合併に伴う住居表示変更のため

3の(三)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

3の(四)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者が退店したため

二 届出年月日

平成十八年七月十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日(金曜日)から平成十八年十一月二十一日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十一月二十一日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングパート 坂出市京町一丁目四番一八号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社ラセーナ

変更前 綾歌郡国分寺町新居三二一七番一〇

変更後 高松市国分寺町新居三二一七番一〇

岡彰彦

変更前 岡山県児島郡灘崎町大字宗津二五三番地の二

変更後 岡山県岡山市灘崎町大字宗津二五三番地の二

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社マイカル

変更前 代表取締役 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

4 変更年月日

平成十八年五月二十五日

5 変更する理由

3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

3の(二)の事項 市町合併に伴う住居表示変更のため

3の(三)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年七月十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日(金曜日)から平成十八年十一月二十一日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十一月二十一日(火曜日)まで)に次

の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

観音寺ショッピングデパート 観音寺市坂本町五丁目甲一三九一番地一ほか

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社社長谷川呉服店

変更前 三豊郡大野原町大字大野原二〇三三番地の二

変更後 観音寺市大野原町大野原二〇三三番地の二  
 (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社マイカル

変更前 代表取締役 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

株式会社エルメ

変更前 代表取締役 岡元歳康

変更後 代表取締役 上野善博

4 変更年月日

平成十八年五月二十五日

5 変更する理由

3の(一)の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

3の(二)の事項 市町合併に伴う住居表示変更のため

3の(三)の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年七月十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日(金曜日) から平成十八年十一月二十一日(火曜日) まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十一月二十一日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十八年香川県公告第三百三十七号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高松ショッピングセンター 高松市香西本町一番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

周辺環境に配慮した交通安全対策の徹底、道路渋滞の解消に万全を期すこと。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1 意見書を提出した者

(一) 高松商工会議所

(二) 株式会社マルナカ

2 意見の概要

(一) 高松商工会議所

ア 交通対策について

南方面からの来店は、香西中央通り(臨港道路香西東本線)を利用することになるが、香西中央通りは、片側一車線であり、交通渋滞は避けられない。香西中央通り周辺は、住宅も多く、中学校をはじめ、小学校、幼稚園、保育所等があり、



児童の交通安全や周辺地域の日常生活環境を脅かすものである。

南・西方面への退店は、香西中央通り一本となり、香西大橋東交差点は、マルナカ新香西店の利用者もあり、大渋滞を起こすことは確実である。このことで、同交差点を中心として、さぬき浜街道（県道高松王越坂出線）の生活・産業道路としての機能及び周辺生活道路の機能を大きく低下させることは必至であり、当地区北・西地域の事業者の円滑な事業活動を大きく妨げることになる。

東方面からの来店について、さぬき浜街道（県道）上を立体交差で占有する私道の進入路を建設することは、原則的には認められないものと考ええる。計画地において、計画規模の出店をすれば、現道路の交通容量を大幅に超え、交通混乱が避けられないことは明らかであるため、交通混乱を緩和する方策として立体交差による進入路を計画しているが、現道路で対応不可能な出店計画をすべきではないと考える。

また、交通混雑緩和を回避することを根拠として、立体交差による進入路の建設を認めたとしても、計画地周辺道路の交通容量がゆめタウン高松の周辺道路と比べ弱体であることも考慮すれば、交通渋滞や危険性が十二分に回避され難いことは、ゆめタウン高松の事例でも明らかである。

#### イ 騒音対策について

環境基準では全ての受音点で基準値以下であるとしているが、あくまで予測によるものであって、不確定要素が非常に高いものと思慮される。さらにその数値も基準値ぎりぎりのものもある。

#### ウ 防犯対策について

計画地の北側は、住宅もなく、夜間は無人地帯となる。こうした地域であるからこそ、二十四時まで営業する当計画は、青少年の溜まり場となり、非行の温床となることが強く懸念される。

#### (二) 株式会社マルナカ

香西大橋東交差点の北側流入部における右折専用レーンの延長は短く、車線幅員も狭い。北側より大型貨物車両が多数出入するため、大渋滞を起こし、近隣住民にも迷惑をかけるので、出入口三、四、五、六、七を取り止めること。また、来客車両の出入は、県道高松王越坂出線より左折入庫で行い、右折入庫はオーバーパス

で行うこと。さらに、同交差点は大渋滞を起こすので、出庫車両は全て同県道を高松方面に左折出庫させ、同交差点方向には一台も通過させないようにすること。

または、臨港道路香西東本線の出入口四、五、六、七を取り止め、出入口三をできるだけ北側に寄せて設置し、右折入庫車線を取り、南側への来客者の出庫も、右折・直進・左折車線を計画敷地を道路敷地として寄付して、香西大橋東交差点の渋滞緩和を図ること。

#### 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

##### 1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

##### 2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日（金曜日）から同年八月二十一日（月曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年香川県公告第四百一十一号

#### 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

しまむら・マック多度津店 仲多度郡多度津町北鴨二丁目一番地ほか

#### 三 法第八条第一項の規定により多度津町から聴取した意見の概要

現在、当該店舗設置予定場所の地元住民から苦情や相談等があるため、大規模小売店舗立地法第四条及び第十条に基づき適切に対処すること。

#### 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

##### 1 意見書を提出した者

北嶋自治会第十七班住民一同及び建設予定地北側団地住民一同

##### 2 意見の概要

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」内で具体的に言及

されている事項だけでなく、企業としての社会的責任が果たされ周辺地域の生活環境を保持されることについて、十分な対応と配慮をすること。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課

2 縦覧期間

平成十八年七月二十一日(金曜日)から同年八月二十一日(月曜日)まで

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第二十九条第一項各号に掲げる場合に該当するものを除く。)の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び会場

別表のとおり

別表

| 検査区域  | 検査日   | 検査日時        | 検査場所         |
|-------|-------|-------------|--------------|
| 東かがわ市 | 9月4日  | 10:30~15:00 | 東かがわ市役所引田庁舎  |
|       | 9月5日  | 10:30~15:00 | 東かがわ市役所引田庁舎  |
|       | 9月6日  | 10:00~15:00 | 東かがわ市丹生公民館   |
|       | 9月7日  | 10:00~15:00 | 東かがわ市丹生公民館   |
| 東かがわ市 | 9月11日 | 10:00~11:30 | 東かがわ市役所福栄出張所 |
|       |       | 13:00~15:00 | 東かがわ市女性センター  |
|       | 9月12日 | 10:00~15:00 | 東かがわ市女性センター  |

| さぬき市            | 検査日   | 検査日時        | 検査場所        |
|-----------------|-------|-------------|-------------|
| 東かがわ市・さぬき市(再検査) | 9月13日 | 10:00~11:30 | 津田多目的研修集会施設 |
|                 | 9月14日 | 13:00~15:00 | 津田勲く婦人の家    |
|                 | 9月14日 | 10:00~15:00 | 津田勲く婦人の家    |
|                 | 9月19日 | 10:00~15:00 | 長尾保健センター    |
|                 | 9月20日 | 10:00~11:30 | 造田児童館       |
|                 | 9月20日 | 13:00~14:00 | さぬき市立多和小学校  |
|                 | 9月21日 | 10:00~14:30 | 寒川公民館       |
|                 | 9月25日 | 10:00~15:00 | さぬき市大川支所    |
|                 | 9月26日 | 10:00~11:30 | 香川県農協鳴鶴支店   |
|                 | 9月26日 | 13:00~15:00 | 小田漁村センター    |
| 東かがわ市・さぬき市(再検査) | 9月27日 | 10:00~11:30 | 香川県農協鳴鶴支店   |
|                 | 9月28日 | 13:00~15:00 | さぬき市役所付属棟   |
|                 | 10月3日 | 10:00~12:00 | さぬき市役所付属棟   |

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、木田郡庵治町土地改良区の定款の変更を平成十八年七月十一日認可した。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、財田川沿岸土地改良区の定款及び役員選挙規程の変更を平成十八年七月十一日認可した。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 選挙管理委員会告示

### ●香川県選挙管理委員会告示第百十号

平成十八年八月二十七日執行予定の香川県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、次のとおり定める。

平成十八年七月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十八年八月九日（ただし、年齢については、平成十八年八月二十七日で算定する。）

二 登録の日

平成十八年八月九日

三 縦覧期間

平成十八年八月十日

### ●香川県選挙管理委員会告示第百十一号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、平成十八年八月二十七日執行予定の香川県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成十八年七月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

| テレビジョン放送   |    | ラジオ放送     |    |
|------------|----|-----------|----|
| 一般放送事業者名   | 回数 | 一般放送事業者名  | 回数 |
| 株式会社瀬戸内海放送 | 一  | 西日本放送株式会社 | 一  |
| 西日本放送株式会社  | 二  |           |    |

### ●香川県選挙管理委員会告示第百十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により個人演

説会等を開催することができる施設として、平成十八年七月四日次の施設を指定した旨三豊市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年七月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

| 名 称               | 所 在 地           |
|-------------------|-----------------|
| 山本町農村環境改善センター     | 三豊市山本町財田西三三五番地  |
| 山本町財田大野農業構造改善センター | 三豊市山本町大野二六六番地一  |
| 山本町神田定住促進センター     | 三豊市山本町神田一二五〇番地三 |
| 山本町河内農村婦人の家       | 三豊市山本町河内一〇八六番地一 |
| 豊中町農村環境改善センター     | 三豊市豊中町本山甲一九二番地一 |

## 選挙管理委員会公告

平成十八年八月二十七日執行予定の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）における立候補予定者等に対する説明会を次のとおり開催する。

平成十八年七月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 一 日時  
平成十八年八月一日 午後二時（午後一時三十分から受付）
- 二 場所  
高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館一二階大会議室
- 三 説明事項
  - 1 香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）における立候補予定者等の留意すべき事項
  - 2 その他

平成十八年七月二十一日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています